

▶ プログラム ◀

I 部	I. 国税徴収法の概要 (1) 租税債権の効力に関する規定 (2) 第二次納税義務に関する規定 (3) 滞納処分の手続きに関する規定 (4) 地方税法との関係 (5) 公課徴収との関係 (6) 徴収手続の流れ II. 滞納処分の根拠規定 III. 財産の調査 1. 財産調査の権限 (1) 質問及び検査 (2) 搜索 (3) 出入禁止 2. 財産調査の方法 (1) 所内調査 (2) 官公庁調査 (3) 臨場調査 IV. 差押手続及び効力 1. 差押えの意義及び要件 2. 差押えの一般的効力 3. 各種財産に共通する差押手続 4. 各種財産の差押手続及び差押えの効力 V. 財産別調査と差押え 1. 債権の調査と差押え ・ 預貯金 ・ 給料 ・ 年金 ・ 診療報酬 ・ 家賃 ・ 売掛金 ・ 貸付金 ・ 生命保険 ・ 宅建保証金 ・ 敷金 ・ 供託金 2. 不動産の調査と差押え 3. 動産又は有価証券の調査と差押え 4. 無体財産権の調査と差押え ・ 出資金 ・ ゴルフ会員権 ・ リゾートクラブ会員権 VI. 納税の緩和制度 (1) 徴収の猶予 (2) 換価の猶予 (3) 滞納処分の停止
II 部	I. 納税義務の承継 (1) 相続による納税義務の承継 (2) 法人の合併による納税義務の承継 (3) 信託に係る納税義務の承継 II. 連帯納税義務 (1) 共有物等に係る連帯納税義務 (2) 法人の分割に係る連帯納税義務 III. 第二次納税義務の概要 (1) 第二次納税義務の種類等 (2) 第二次納税義務者からの徴収手続 (3) 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 IV. 滞納処分と倒産処理手続きとの関係 (1) 倒産処理手続きの形態 (2) 各手続きと滞納処分 ・ 破産 ・ 特別清算 ・ 会社更生 ・ 民事再生

【講師紹介】

税 理 士 **高 岡 泰 好 氏**

昭和56年大阪国税局採用、平成18年税務大学校教育第一部教授、平成27年大阪国税局徴収部徴収課長、平成28年大阪国税局徴収部次長、平成29年堺税務署長、平成30年退官。現在、税理士。

(4.5)

▶ 申込要領 ◀

WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ
<https://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー／講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索
- 5 セミナー詳細の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込み後、確認メールが届きます
- 7 お申込み完了

お申込受領後、請求書と参加券をご連絡担当者までお送りいたします。
開催5日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。

【留意事項】

- ・ ご参加者が定員を超えた場合や同業の方からのお申込みはお断りする場合がございます。
- ・ ご参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては中止または延期させていただく場合がございます。
- ・ 参加申込みの方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・ 著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。

(以下、オンライン中継のみ)

- ・ 視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
- ・ ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、個別の対応や返金はできかねますのでご了承ください。